



平成 29 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 福 本 勝 司  
(コード番号 1896 東証第1部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 桑 原 豊  
(TEL. 03-3295-8860)

### 株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 18 日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「平成 29 年 7 月 18 日付プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社普通株式は、本日から平成 29 年 9 月 6 日まで整理銘柄に指定された後、平成 29 年 9 月 7 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、平成 29 年 7 月 18 日付プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)についてご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合比率

平成 29 年 9 月 12 日(予定)をもって、平成 29 年 9 月 11 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社普通株式 4,998,841 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数  
44,989,564 株

④ 効力発生前における発行済株式総数  
44,989,573 株

(注)当社は、平成 29 年 7 月 18 日開催の取締役会において、平成 29 年 9 月 11 日付で自己株式 1,829,234 株(平成 29 年 3 月 31 日時点で所有する自己株式の全部に相当)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
9株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
36株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる  
金銭の額

本株式併合により、株式会社大林組（以下「大林組」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て大林組に売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成29年9月11日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、大林組が平成29年5月11日から平成29年6月21日までを公開買付期間として行った当社普通株式に対する公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格と同額である940円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 第2号議案（定款の一部変更の件）

当社は、平成29年7月18日付プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の定款変更についてもご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である平成29年9月12日に当社普通株式の発行可能株式総数は36株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は9株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該変更の内容は、平成29年7月18日付プレスリリースに記載のとおりです。なお、当該変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である平成29年9月12日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	平成29年8月22日
② 整理銘柄指定日	平成29年8月22日 (予定)
③ 当社普通株式の最終売買日	平成29年9月6日 (予定)
④ 当社普通株式の上場廃止日	平成29年9月7日 (予定)
⑤ 株式併合の効力発生日	平成29年9月12日 (予定)

以 上